（様式第１－３号）

（事業名）の具体化に向けた基本協定書

甲賀市（以下、「甲」という。）と（提案事業者名）（以下、「乙」という。）は、乙からの提案に基づく「(事業名)」（以下、「本事業」という。）の事業化に向けた詳細協議の実施に関し、次のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、本事業の実施に向け、甲乙双方が誠実に詳細協議を行い、事業計画及び契約条件を具体化することを目的とする。

（詳細協議の期間）

第２条　本協定に基づく協議期間は、本協定締結の日から令和　年　月　日までとする。ただし、必要がある場合は甲乙協議の上、延長することができる。

（優先交渉権の付与）

第３条　甲は、前条に定める期間中、乙を本事業の優先交渉権者として認め、本事業の提案内容と同一又は類似の事項について、乙以外の第三者と協議及び交渉を行わないものとする。

（役割分担及び費用の負担）

第４条　本事業の具体化に必要な調査、図面作成、諸条件の整理等は乙の責任と負担において行うものとする。甲は、協議に必要な資料の提供及び庁内調整に努めるものとする。

（機密保持及び知的財産の保護）

第５条　甲及び乙は、詳細協議を通じて知り得た相手方の機密情報及び知的財産を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に漏洩してはならない。

（協定の解除）

第６条　甲乙間で合意に至らないことが明らかとなった場合、又は一方が本協定に違反した場合は、書面による通知により本協定を解除できる。この場合、乙が本事業の具体化のために支出した費用について、甲はその責を負わない。

（本契約への移行）

第７条　甲及び乙は、詳細協議の結果、本事業の実施について合意に達したときは、本事業の実施に関する契約（以下、「本契約」という。）を別途締結するものとする。

（疑義の解決）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠実に協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地

甲賀市長　　印

（乙）　所在地

商号又は名称

代表者　　印